

名義後援・共催（観光振興）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市が観光振興に係る各種事業についての後援又は共催名義の使用承認基準及び手続き等について必要な事項を定める。

（申請）

第2条 西宮市の後援又は共催名義の使用承認を受けようとする主催者は、別に定める様式（様式1号）により申請するものとする。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により申請があった場合、当該申請書をもって代えることができる。

（後援・共催基準）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第1号又は第2号に掲げる条件及び第3号から第5号までに掲げる条件を備える場合には後援名義の使用を承認し、第2号から第8号までに掲げる条件を備える場合には、共催名義の使用を承認することができる。

- (1) 市内在住者（市内に事務所を置く団体等を含む。）が主催者であること。
- (2) 一般市民を対象とした事業（市民がその行事に参加又は見学できるもの）であること。
- (3) 市内観光の振興に寄与するものであること。
- (4) 市の施策にあったもので特に政治・宗教活動に利用される恐れがないこと。
- (5) 第6条の規定により、承認を取り消されたことがないこと。
- (6) 国、地方公共団体、又は全市的な組織をもつ団体が主催すること。
- (7) 事務又は経費の分担があり、その範囲が明確であること。
- (8) 市の意見が反映されること。

（承認）

第4条 市長は、前条の規定により、後援又は共催名義の使用を承認するときは、申請を行った団体に対して別に定める様式（様式2号）により通知する。

（事業報告）

第5条 後援及び共催名義の承認を受けた団体は、事業終了後すみやかに別に定める様式（様式3号）により事業実施報告をしなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

（承認の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

（細則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。